

現在のビジネス環境にあわない規制の見直し
オンラインプラットフォームの社会的責任・公正の実現へ向けて

アジアインターネット日本連盟
(AICJ, Asia Internet Coalition Japan)
2018年8月31日

アジアインターネット日本連盟（AICJ）について

- アジアインターネット日本連盟（AICJ）は、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資する政策や制度のあり方等について、インターネット事業の一翼を担う産業界からの声を適切に届け、国民の議論を喚起していくことを目的に設立。
- 2013年9月設立以来、インターネット政策について提言・理解促進活動・調査研究等を実施。

【活動ターゲット】



会員社



総論①

いわゆる“プラットフォーム”は多種多様であり、ひとくくりに議論することは大変難しいです。国際的にも、学術的にも“プラットフォーム”の定義は確立していないと認識しています。

ショッピングモール、家庭用ゲーム機、農産物直売所、公設市場などもいわゆる“プラットフォーム”に包含されると言われています。これらのプラットフォームが多種多様であるのと同様、“オンラインプラットフォーム”も多様です。

“オンラインプラットフォーム”に関する審議においても、個別のビジネスモデルの違いに配慮した議論をお願いします。

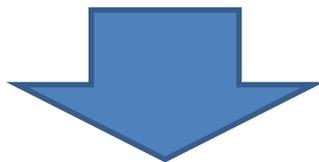
総論②

日本経済の成長のエンジンである個人事業主や中小零細企業にとっては、インターネット上での消費者との取引は、非常に少ない初期投資でかつ短期間に取引を開始することができ、また国内のみならず国境を越えた取引を行うことも可能であり、事業を行う上での重要なチャネルになっています。

消費者（ユーザー）保護は、消費者からの信頼が得られるよう、インターネット取引の健全性を守るため、インターネット企業にとって極めて重要です。各企業は、消費者保護関連法令の遵守はいうまでもなく、独自の消費者保護対策に日々努めています。

制度見直しが必要と考える項目：主な類型

- ① AI, IoTなど先進的な技術への対応を目的とした見直し
- ② デジタル化、電子化への対応を目的とした見直し
- ③ ビジネス形態の変化への対応を目的とした見直し
- ④ FinTech/キャッシュレスの推進を目的とした見直し



バランスのとれた基本原則の実現

基本原則① イノベーションの促進

- 業種横断的ビジネスの出現等、産業構造の変化を適切に反映した規制により、我が国の企業のイノベーションに繋げる。
- 意欲的な事業者が、データの利活用等を通じ革新的なサービスを創出するとともに、こうしたサービス提供によって消費者利便を向上させる。

基本原則② 社会的責任・公正の実現

- あらゆるサービスを包摂する業種横断的ビジネスに問題が生じた場合の社会的影響の大きさに鑑みて、消費者保護・安全確保など社会的責任を求める。
- 特に、多くの個人・事業者の参加するプラットフォームを提供するビジネスに特有の責任として、参加者に対する公正の確保を求める。

①人工知能（AI）、IoTなどの先進的な技術への対応を目的とした見直し

■ 不当景品類及び不当表示防止法（景品規制）

- ・ **アプリに関する取引付随性**などの考え方を明瞭にしていきたい
- ・ **多様化する取引形態（例：長期継続を想定したサブスクリプション型サービス）における景品該当性及び取引価格の算定方法等の基準**を明確にしていきたい
- ・ **ECにおける景品規制の適用除外**を明確にしていきたい（例：割引クーポン、ポイント）

■ 不当景品類及び不当表示防止法（表示規制）

「最近相当期間の価格」の算定が困難なケース（例：**価格が随時変動する仕組みが採用されているEC**）であっても、価格表示ガイドライン上割引の訴求ができるようにしていきたい

■ 特定商取引に関する法律

通信販売に関する規制が古いため、**表示スペースが限られている端末（例：スマートスピーカー、小型ウェアラブル端末、注文専用デバイス）による取引形態**も考慮した内容に改正していきたい

■ 電波法

市場投入前の無線設備については、欧米と同様に、いわゆる技適マークなしに試験、研究ができるようにしていきたい

②デジタル化、電子化への対応を目的とした見直し

■ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- ・ オンライン診療と比べて**オンライン服薬指導**が認められる場合が非常に限られているので、国家戦略特区事業の成果を待たずに改正していただきたい
- ・ オンラインでの一般用医薬品販売規制に**実店舗要件**が必須となっているので廃止していただきたい

■ たばこ事業法

- ・ オンラインでのたばこ（加熱式タバコフィルも該当）販売に**実店舗要件**が必須となっているので廃止していただきたい

■ 消費税法

- ・ **免税店（輸出物品販売場）制度を通信販売においても利用**できるようにしていただきたい

■ 旅館業法

- ・ スマートチェックインやチェックアウトなど、ホテル予約とテクノロジーを組み合わせたサービスを展開するために、ホテルおよび旅館の**玄関帳場設置義務および記帳義務を見直し**していただきたい

③ビジネス形態の変化への対応を目的とした見直し

■医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- 管理者の要不要にかかわらず、**医療機器の保管管理業務を第三者に委託**することの可否が明文化されていないため、自治体毎に見解が異なり、全国規模での事業展開の支障となっているので明文化していただきたい

■医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- 一般用医薬品のインターネット販売時に禁止されている**購入者によるレビューや口コミ、レコメンドの禁止**について、例えば販売店の薬剤師が事前にレビュー等をチェックできる場合には掲載を可能とするなどしていただきたい

■特定家庭用機器再商品化法

- 法令順守率を向上させるためにも、事業の足かせにならないように、**リサイクル券のペーパーレス化**や一定条件下での**収集運搬の再委託**を認めていただきたい

■道路運送事業法

- 昨今のドライバー不足問題に対応できるように、**自家用自動車の有償運送利用**を特定の繁忙期のみならず、また、トラック運送事業者でなくても利用できるようにしていただきたい

④FinTech/キャッシュレスの推進を目的とした見直し（1）

■ 犯罪収益移転防止法

本人確認手法について、一部改正が行われようとはしているが、特定の確認手法に限定するのではなく、**イノベーションの進展を踏まえたリスクベースアプローチを採用**して欲しい

■ 労働基準法

- 現行の労働基準法上、賃金支払いは通貨払いが原則であり、例外的に銀行等の金融機関の預金預貯金口座への振込みや証券口座への振込みが可能となっている状況
- 未来投資戦略2018でも掲げられているFintech/キャッシュレス化と多様な働き方の推進のためにも、**資金移動口座への給与振込及びプリペイドカードの利用**を可能としていただきたい

■ 資金決済法

- 資金決済法上、為替取引は、銀行だけでなく内閣総理大臣の登録を受けた資金移動業者も業として営むことができるが、資金移動業者が扱うことのできる為替取引は、100万円以下に制限されている状況
- C2C市場等においてさらなるニーズが見込まれる、自動車等の高額商品の決済においても資金移動業者が決済を取り扱えるように、また、給与振込口座として資金移動口座の活用を進めるためにも、資金移動業者が扱うことのできる**送金額の上限を緩和**していただきたい

④FinTech/キャッシュレスの推進を目的とした見直し（2）

■ 本人確認情報の相互利用（犯罪収益移転防止法）

- 適正なマネロン対策等の水準を確保しつつ、顧客の利便性を向上させるため、同一の企業グループ内で管理基準を統一した場合等には、グループ内の特定事業者において既に本人確認が行われたことを他のグループ内の事業者が確認すれば、**再度の本人確認を不要**としていただきたい
- 現状でも、犯罪収益移転防止法上、一部の特定事業者（銀行、クレジットカード事業者）が一度本人確認を行った顧客について、他の事業者が、当該特定事業者が既に本人確認を行ったことを所定の方法で確認すれば、再度の本人確認を不要としている。これを、他の特定事業者（資金移動業者等）にも拡大していただきたい。

■ 反社会的勢力との関係者団と安心・安全な取引の実現

- 現状、企業が反社会的勢力との関係者団に向けた取り組み（反社チェック等）を進めるにあたって、各事業者が個別に反社データベースを構築している。一方、法務省が保有する犯罪人名簿等、政府が保有する情報は、各社の取り組みを円滑化・強化する上で有用だが活用されていない
- 企業による反社会的勢力のチェックをより一層確実なものとし、ユーザーの安心・安全な取引を確保できるよう、**政府が保有する関連情報を企業に共有**していただきたい

Appendix

オンラインプラットフォームの 社会的責任・公正の実現へ向けての取り組み

インターネット上の取引は、消費者にとって、多くの利便性があり、なくてはならないインフラになっています。

- 例)
- ・居ながらにして国内のみならず、国境を越えた取引ができる。
 - ・夜間、休日を問わず取引ができる。
 - ・24 時間、365 日事業者にお問い合わせができる。
 - ・画像や動画での説明など、取引に関する詳細な情報を入手できる。
 - ・他の消費者の取引に関する評価が閲覧できる。
 - ・複数の取引先の比較が容易にできる。
 - ・加齢や身体的な障害などにより実店舗での取引が困難な方でも参加できる。
 - ・取引履歴により、リコール情報など必要な情報の提供を受けることができる。
 - ・使用言語を選択できる。

事業運営に際して留意している点

①透明性の確保

- ・ 画像や動画などを駆使した取引内容の充実。
- ・ バナーやポップアップ等の明瞭な表示方法の採用。
- ・ 取引内容を再確認するなど錯誤を防ぐ取組み。
- ・ 同様の取引を行った他の消費者による評価結果の共有。
- ・ ウェブサイト、ブログ、SNS、ワークショップ等を用いた消費者向けの啓発活動。

事業運営に際して留意している点

②安心・安全な取引

- ・ 夜間、休日に関わらず、24時間、365日消費者からの問い合わせに対応。
- ・ 消費者の身体の安全に関わるような問い合わせがあった場合には、原因究明を行う前に即時販売停止。
- ・ 法令で販売が禁止されている以上に、自主的に販売禁止商品を規定。
- ・ 個人間で安心して取引ができるよう商品代金の仲介（エスクロー）を実施。
- ・ 消費者が商品を安心して購入できる保証制度を用意。
- ・ 不健全な商品やコンテンツに関する通報や監視制度を設け、警告・削除対応。
- ・ 権利者との協力による侵害品対応。
- ・ 規制当局、捜査当局との緊密な連携。